土浦市文化財保存活用地域計画(案)のパブリック・コメントの実施状況及び回答について

1 実施結果

募集期間	令和4年12月12日(月)~令和5年1月11日(水)	
募集方法	・土浦市文化財保存活用地域計画(案)を市の公式ホームページに掲載したほか、教育委員会(文化振興課)、本庁舎(情報公開室)、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館及び新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、LoGoフォーム又は持参のいずれかにより募集を行いました。	
意見提出者	2 人	
意見件数	7件	
市ホームページ閲覧数 7 1 件		

2 提出された意見とその意見に対する考え方(案)

意見No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
1	O 歴史文化に関する施設について(第1章第2節) ・ 土浦市立博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場 (考古資料館)は、本市の歴史・文化を広く紹介 し・後世に繋ぐ中核施設であり、本計画を初めて見 る方や広く発信・活用する視点から、施設写真を加 えては如何でしょうか。	・ご提案のとおりかと存じますので、第1章第2節に土浦市立博物館及び上高津貝塚ふるさと歴史の広場(考古資料館)の写真を追加いたします。 ※修正内容については、別添「土浦市文化財保存活用地域計画(案)の該当ページを参照。
2	○ 歴史文化的背景について(第1章第3節) ・歴史・文化的背景が先史から近代に至る背景が整理 されており、本編に入る前章として分かり易く感じ ました。 また、(7)郷土の人物表についても、一目で時 代に名を残し活躍された内容が示され分かりやすく 感じました。	・ 歴史文化的背景について、分かり易くなるよう心掛けて作成いたしました。今後とも分かり易い説明に努めていきたいと考えております。
	○ 歴史文化の特徴について(第3章第2節)	

3	・「7. 江戸と繋がる城下町、江戸を支えた地域」において、共通のイメージで理解し計画を活用できるよう、例えば、歴史的建造物等の残る旧水戸街道中城通りの街並み紹介写真を加えては如何でしょうか。	・ご提案のとおりかと存じますので、第3章第2節に中城通りの歴史的 建造物の写真を追加いたします。 ※ 修正内容については、別添「土浦市文化財保存活用地域計画(案) の該当ページを参照。
4	○ 花火大会について (第3章第2節) ・ 「 11. 海軍航空隊の玄関口と花火競技大会」において共通のイメージで理解できるよう、また本計画期間内に第100回を迎える歴史と伝統ある催しを地域の宝として示すため、例えば、競技としてのスターマイン (速射連発) の写真を加えては如何でしょう	・ご提案のとおりかと存じますので、第3章第2節に「土浦全国花火競技大会」の写真を追加いたします。 ※修正内容については、別添「土浦市文化財保存活用地域計画(案)の該当ページを参照。
5	○ 歴史文化の特徴について(第3章第3節) ・「12の視点」からみえる土浦の「歴史文化」の特徴 の項目【時間軸】プレ近世・アフター近世、【空間 軸】は、これまでにない視点から立体感を持って歴 史文化が整理されて素晴らしいと感じました。	・ 【時間軸】・【空間軸】など、土浦の特徴的な歴史文化の説明について分かり易く説明できるよう努めていきたいと考えています。
	○ 措置及び事業の内容について(第5章第2節) ・ 将来像・基本方針の下、各種事業が推進され「地域 の宝」が魅力的に輝き未来に発展継承されることを 期待いたします。	・本計画第5章において整理した基本目標や措置をもとに、各種事業を進めていきたいと考えています。
6	・ 市民や訪れる方々が時代を超えて「地域の宝」を身近に感じ充実した生涯学習などにも生かせるようストーリーを意識したウェブ解説や案内板(サイン)等の充実、活用案内(コース)などにより歴史・文化の薫り高いまち土浦を生みだしまちの活性化にも寄与する計画となるよう図っていただければ幸いです。	・ウェブ解説や案内板等の整備についてはNo.23土浦市立博物館オンラインサービス用機器の更新や、No.26文化財説明板の整備などでの対応を、活用案内についてはNo.40サイクルツーリズムへの文化財の活用などで対応していきたいと考えています。
6	・ 基本方針の各事業名・概要と次ページの区分ページ が、例えば、A3折り込みで横一列で示しの方が、行 ずれがなく見やすいのではないでしょうか。	・ご提案のありました表をA3折込とする案ですが、計画書の表は見やすくなりますが、折込が3ページ連続してしまい、計画書の装丁が難しくなってしまいます。そこで今回は見開きページの掲載とし、本の体裁をそろえさせていただきました。

○ 冨岡家住宅について (第2章第3節・第5章第2節)

・ 県指定の富岡家住宅の屋根が気になっています。修 復が必要に見えますが、県の指定といっても当家の 負担となっていることでしょう。当家の方が亡くな られて無人となってからしばらくになります。博物 館のお考えもお聞きできれば幸いです。

霞ヶ浦湖畔文化財保存活用区域に接しますが、区域内ではありません。区域外に点在する文化財の保全にも取り組むことを求めるものです。

• 冨岡家住宅については、茨城県指定文化財であることから、県とと もに所有者と連絡を取っています。

なお、第6章の文化財保存活用区域はサイクリングを活用した地域 振興を念頭において設定したもので、その中でも「霞ケ浦湖畔文化 財保存活用区域」は霞ケ浦と沿岸の蓮田の景観を見ることができる 地域として設定しています。本計画書に記載した文化財について は、保存活用区域の内・外に関わらす保護を図っていきたいと考え ています。

7